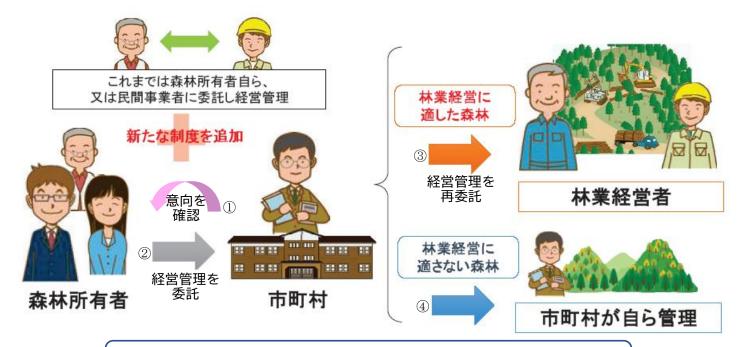
森林経営管理制度(森林経営管理法)とは

○**適切な経営管理を実施していない森林**について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理すること や、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進します。



適切な経営管理を実施していない森林について 市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築します。

- ① 市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、**意向を確認**します。
- ② 所有者から市町村に経営管理を委託したいと回答があったときは、市町村と協議の上、必要に応じて経営管理の委託手続きを行います。

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行います。

